

プルトニウム燃料技術開発センターにおける組織改正について

令和3年9月17日

プルトニウム燃料技術開発センター
技術部 核物質管理課

1. 核燃料物質使用施設保安規定における組織改正に係る変更

標記の件、令和4年1月1日付けでプルトニウム燃料技術開発センターにおいて、主要事業をより一層効果的かつ効率的に展開するため、組織改正を行うこととしている。

今回の組織改正においては、試験第1課、試験第2課、プルトニウム燃料施設整備室及び技術課の4課室を処理技術課及び技術管理課の2課に統合し、4課室の業務を2課で継続する。

現行の核燃料物質使用施設保安規定（施行：令和3年4月7日）における先の4課室長の職務は以下のとおり。

【試験第1課長】

試験第1課長は、ペレット製造工程に係る設備の管理及び核燃料物質の貯蔵に係る業務を行うとともに、プルトニウム燃料第三開発室の固体廃棄施設の設備におけるプルトニウム系廃棄物の保管に係る業務を行う。

【試験第2課長】

試験第2課長は、加工組立工程に係る設備の管理及び核燃料物質の貯蔵に係る業務を行う。

【プルトニウム燃料施設整備室長】

プルトニウム燃料施設整備室長は、プルトニウム燃料技術開発センターの施設の整備に係る調整業務並びにプルトニウム燃料製造設備の保守、改造、開発、新設及び更新に係る業務を行う。

【技術課長】

技術課長は、プルトニウム燃料技術開発センターの技術開発に係る調整業務を行う。

また、令和4年1月1日付け組織改正による核燃料物質使用施設保安規定の組織及び職務は、以下のとおり変更する計画である。

【処理技術課長】

処理技術課長は、プルトニウム燃料第三開発室におけるペレット製造工程及び加工組立工程に係る核燃料物質の貯蔵、設備の管理、保守、改造、開発、新設及び更新並びに固体廃棄施設の設備におけるプルトニウム系廃棄物の保管に係る業務を行う。

【技術管理課長】

技術管理課長は、プルトニウム燃料技術開発センターの技術開発に係る調整業務及びプルトニウム燃料技術開発センターの施設の整備に係る調整業務を行う。

上記のとおり試験第 1 課と試験第 2 課を統合して処理技術課とし、プルトニウム燃料施設整備室と技術課を統合して技術管理課とする。なお、プルトニウム燃料整備室長の職務の一部（プルトニウム燃料製造設備の保守、改造、開発、新設及び更新）は、処理技術課長へ移管する。

2. 放射線保安規則における組織改正に係る変更

現行の放射線保安規則（施行：令和 3 年 4 月 1 日）におけるプルトニウム燃料整備室長の職務は以下のとおり。なお、試験第 1 課、試験第 2 課及び技術課は、放射線保安規則の組織には含まれていない。

【プルトニウム燃料施設整備室長】

第 20 条 プルトニウム燃料施設整備室長は、燃料製造機器試験室における設備の撤去並びに核燃料物質によって汚染された物の保管及び運搬に係る業務を行う（ただし、燃料技術開発課長の所掌する業務を除く。）。

また、令和 4 年 1 月 1 日付け組織改正により放射線保安規則の組織及び職務は、以下のとおり変更する計画である。

【プルトニウム燃料施設整備室長】

保安管理組織から削除

【技術管理課長】

保安管理組織に追加すると共に、以下の職務を追加する。

第 22 条 技術管理課長は、燃料製造機器試験室における設備の撤去並びに核燃料物質によって汚染された物の保管及び運搬に係る業務を行う（ただし、燃料技術開発課長の所掌する業務を除く。）。

上記の変更では、プルトニウム燃料施設整備室長が所掌している燃料製造機器試験室（モックアップ室）における設備の撤去並びに核燃料物質によって汚染された物の保管及び運搬に係る業務を技術管理課長へ移管する。

3. 計量管理規定における組織改正に係る変更

計量管理規定では、所掌する施設及び設備において核燃料物質の移動、廃棄、実在庫管理等（担当する部署の計量管理）は、核燃料管理者が実施する旨定めている。

【ご説明資料】

現行の計量管理規定（施行：令和3年4月1日）における核燃料管理者は、技術課長を除く試験第1課長、試験第2課長及びプルトニウム燃料施設整備室長となっている。

以下に示す核燃料物質使用施設保安規定及び放射線保安規則の組織改正に係る変更のとおりに、令和4年1月1日付け組織改正による計量管理規定における核燃料管理者は、処理技術課長及び技術管理課長となり計量管理を実施することとなる。

○核燃料物質使用施設保安規定

処理技術課長は、プルトニウム燃料第三開発室における核燃料物質の処理、ペレット製造工程及び加工組立工程に係る設備の管理、保守、改造、開発、新設及び更新、核燃料物質の貯蔵並びに固体廃棄施設の設備におけるプルトニウム系廃棄物の保管に係る業務を行う。

○放射線保安規則

技術管理課長は、燃料製造機器試験室における設備の撤去並びに核燃料物質によって汚染された物の保管及び運搬に係る業務を行う（ただし、燃料技術開発課長の所掌する業務を除く。）。

以上